

当日のセミナー内容		
第1講座	【事業承継の基礎知識】 ●未上場企業の事業承継で大切なポイント ●税金だけを見た事業承継は失敗する ●良い経営者かどうかは「繋ぎ方」で決まる	株式会社 船井総合研究所 篠原 優介 氏
第2講座	【未上場企業】自社株の間違いだらけの常識 ●税理士が気づかない会社の法律とルール ●80%の企業に入っている会社の“乗っ取り”規定 ●本当は怖い!少数株主のリスク	弁護士法人山下江法律事務所 弁護士 山口卓
第3講座	【事業承継の失敗事例・成功事例】 ●「親の愛情＝子供は平等」が事業承継では大間違い! 子供に自社株を分けて与えた不幸な結末 ●金融機関の提案はイタチごっこの始まり!次世代以降も続く事業承継対策 ●100年企業を目指すための“ここでしか知れない手法”	弁護士法人山下江法律事務所 弁護士 山口卓
第4講座	100年続く会社創りのために明日から実践して頂きたいこと	株式会社 船井総合研究所 篠原 優介 氏

講師紹介



株式会社 船井総合研究所

篠原 優介 氏

●大学卒業後、製菓企業のMRとして勤務 ●平成29年司法書士試験合格
●平成30年行政書士試験合格

その後、土業業界のさらなる発展に貢献したく、船井総合研究所に中途入社。全国会員75の士業事務所が所属する法務主導の事業承継を研究する「事業承継研究会」の主催。



弁護士法人山下江法律事務所

弁護士 山口 卓

●2006年司法試験合格 ●2018年中小企業診断士合格

広島県最大級の弁護士事務所に所属し、事業承継問題を担当している。15年以上の弁護士経験に加え、中小企業診断士の資格も有していることから、中長期的に企業が継続するための根本的なサポートを実現している。

ご連携いただいている先生方の声

経営者の心に寄り添える先生です。

山口先生は事業承継研究会と一緒に学んでいる仲間ですが、常に真剣で真面目な先生です。事業承継・相続のことであれば山口先生にぜひご相談してみてください。



司法書士安井事務所/東京 代表 安井 大樹 先生

勉強熱心・お客様目線な先生です。

山口先生はお客様のために、とても丁寧に最後まで伴走できる方です。事業承継についても最新の知識を常に情報収集し研究していて、地元広島のことを大切に考えている先生です。



司法書士佐藤貴史事務所/北海道 代表 佐藤 貴史 先生

広島の実業承継なら山口先生。

山口先生は企業法務に強みを持っている先生です。経営者に伴走できる先生なので、企業の相続(事業承継)のことをぜひ相談してみてください。



司法書士法人クオリティ・ワン/宮城県 代表 久保 巖 先生

本質的なご提案をしてくれる先生です。

山口先生は法律家だからこそその100年続く会社創りのためのご提案をしてくれます。税理士・金融機関では教えてくれない手法でご相談に乗ってくれます。



中村賢治行政書士事務所/福島県 代表 中村 賢治 先生

日時

11.6 [月]
15:00→16:30
受付開始 14:30～

※日程調整が難しい方はご連絡をください

場所

まなびの館ローズコム 4階 小会議室2

(福山市生涯学習プラザ)

〒720-0812 福山市霞町1丁目10番1号

アクセス 「福山駅」南口から車で5分

料金

無料 先着10名様

(※このチラシが届いた方限定)

セミナー参加特典

無料個別相談

セミナーでの疑問点や貴社での事業承継をどのように進めればよいのかなどをお伝えさせていただきます。



お申し込みはお申込み用紙をFAXもしくはお電話で受付しております。人数制限がございますので、いますぐにお申し込みください。

完全予約制

セミナー日時

11.6 [月]
15:00▶16:30 (受付開始 14:30～)

会場

まなびの館ローズコム
(福山市生涯学習プラザ)
「福山駅」南口から車で5分

このような経営者様必見

☒ 事業承継の相談先がなくて困っている60歳以上の方
☒ 50年、100年企業を目指す事業承継対策をしたい方
☒ 業績が良く自社株評価が高く困っている方
☒ 次世代以降に事業承継対策で苦勞させたくない方
☒ 自社株を現金に換えたい方

税理士・金融機関が

教えてくれない手法を解説

参加特典あり

事業承継の失敗事例・成功事例
あんしんガイドブック



参加者全員プレゼント

[小冊子]事業承継の失敗事例・成功事例

90分で

事業承継丸わかり

先着10名

セミナー

Point 1

会社の危険度診断チェック

▶定款の放置は会社の乗っ取りに繋がる
▶ホントに怖い、少数株主のリスク

Point 2

【未上場】自社株に関する間違いだらけの常識

～事業承継泥沼の失敗事例～

▶「子供は平等」が家族を壊す ▶株価対策が兄弟間の争いに

Point 3

事業承継＝事業計画

ここでしか知れない事業承継の手法

①次世代以降に苦勞させない

②自社株が分散しない

③社長が現金を手に入れられる

事業承継は争族・泥沼化に発展しやすい! 事前の対策で家族円満な事業承継を実現します!



弁護士法人 山下江法律事務所
弁護士 山口 卓



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

TEL

082-223-0695

FAX

082-223-2652

【広島本部】〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

9:00

18:00

100年企業を目指す 自社株の譲渡方法

経営者が悩む、「自社株の譲渡方法」

最近、経営者の方から事業承継のご相談を受ける中で、このようなお悩みごとが多くあります。



今後事業が伸びていくだろう。しかし、**事業の売上を伸ばせば伸ばすほど、自社株の価値が高くなってしまふ**。自社株の譲渡方法でもっと良い方法はないのか…？
事業の売上を伸ばすことだけに集中したい。

先代である父から自社株を毎年少しずつ、長年かけて譲り受けてきた。ようやく終わったと思ったら、次は自分が自社株を渡す番。これはいつまで続くんだ…自社株は以前よりも価値が上がっているの、渡せる数も少なくなっているし、**次の世代に渡すのが間に合わないのではないか**？もっと他に自社株を渡すよい方法はないのか？

解決方法は
大きく**3**つです！



1

税理士が提案する「特例事業承継税制」

税理士がよく提案するのが、この譲渡方法です。
国の制度にはなりますが、活用する場合には慎重な判断が必要です。

メリット

●後継者が取得した自社株に係る**贈与税や相続税の100%が猶予**されます。
これは自社株の価値が高ければ、高いほど効果の高い対策です。

デメリット

●この制度を活用するためには期限があります。特例承継計画を2024年3月31日までに出さなければなりません。
●「**納税猶予**」であるため、次のような場合には、猶予されていた税金を遡って支払う必要があります。株式等を譲渡した場合（M&A等）、会社が解散した場合、資産保有型会社等に該当した場合。

2

金融機関が提案する「ホールディングスの活用」

金融機関がよく提案するのが、この譲渡方法です。一時的に株価の上昇を抑制できるのは良いですが、将来的に同じことが繰り返される可能性があります。

メリット

●自社株の上昇を一時的に抑制することができますが、ホールディングスの株価が将来上がると同じような問題が繰り返されます。

デメリット

●金融機関の融資が必要。
●自社株の上昇を一時的に抑制することができますが、将来的には同じような問題が繰り返されます。



さて、この2つの解決方法を見てこのように思いませんか？

①特例事業承継税制について「猶予」されるだけで、今は順調といえど将来何があるかわからない。後継者に大きな制約を課す制度なので、できれば使いたくない。

②ホールディングスの活用について（自社株）問題の先送りになるだけで、結局は“イタチごっこ”ではないだろうか。後継者にもまた同じような悩みを抱えさせることになる。何よりも、融資したいだけではないのか？もっと、他に自社株を譲渡するための良い方法はないのだろうか…と。**実はもう一つ方法があるのです。その方法がこちらになります。**

3

当事務所が提案する「自社株現金化プラン」

1995年設立以来、これまで多くの事業承継・相続のご相談にのってきたノウハウから、当事務所がご提案するのがこの譲渡方法です。

メリット

●自社株を現金化することができます。
●後継者以降、事業承継対策に悩むことなく事業に集中できる環境が整います。
●自社株の分散を防ぐことができます。

デメリット

●適用できる企業が限られています。
●金融機関の融資が必要となる場合があります。



3つの制度の比較

主な提案社	税理士	金融機関	当事務所
内容	特例事業承継税制	ホールディングス活用	“ 自社株現金化プラン ”
費用（経費）負担	○	○	△
短期戦略	○	○	△
中長期戦略	×	△	◎
相続(税)対策	△	△	◎
株式分散対策	△	×	◎

100年
企業を
目指す

当日のセミナーでは、この「**自社株現金化プラン**」の該当条件はもちろん、**その他にも5つの解決方法**をお伝えさせていただきます。